

# 平成31年度 危機管理部の運営方針

危機管理部長

竹田安寛

危機管理部の組織体制

危機管理課

## 基本方針

- 在宅生活の継続を基本とした、家庭での安全対策の推進（自助）  
在宅生活の継続を推進するため、家庭での安全対策への取り組みを支援するとともに、市民の防災意識の高揚と知識の普及に取り組みます。
- 地域の防災組織の育成と活動支援（共助）  
地域における防災組織及び避難所運営組織の活動を支援するとともに、市民にとって身近でかつ最も頼りになる存在である自主防災組織の活動と防災資機材の整備を支援します。
- 行政及び職員に必要な防災力の向上への取り組み（公助）  
全市的に必要となる防災資機材の整備や防災用情報機器の維持・管理、被災者・避難者の支援に必要な非常用飲料水・食料等の備蓄を進めるとともに、防災対策への支援、意識啓発、情報提供等に取り組みます。  
さらに、行政の防災対応力及び職員の能力、知識の向上を図ります。

## 現状と課題

- 「防災力を高めるまちづくり」の重要性  
平成30年7月豪雨や大阪府北部の地震など、大規模な自然災害が毎年のように発生しています。本市周辺では南海トラフ地震の発生が想定されているとともに、降水量も多く、市民の防災行政に対する重要度は高いものがあり、総合計画に掲げた目標「防災力を高めるまちづくり」を着実に推進していく必要があります。
- 在宅生活の継続、家庭での安全対策・備えの推進  
災害から自分や家族を守るためには、一人ひとりが防災意識を高め、普段から防災活動に取り組み、災害に備えることが重要であります。  
本市においては平成30年10月の台風24号による停電を経験し、日頃からの備えの大切さが再認識されたところであります。また、市民の多くも災害後「自宅が安全なら自宅での生活」を望んでおり、市民に対して在宅生活継続への備え、取り組みを推奨、支援していく必要があります。さらに、市民への防災意識の高揚や情報の提供も求められています。
- 地域の防災組織との連携と育成、活動への支援  
大規模な災害になればなるほど、行政による対応には限界があります。また、多様化する要望全てに応えることは難しい状況です。地域防災組織の活動は一步、一步進んできていますが、多様化する課題への対応や、継続的に活動を維持していくためには、地域の防災組織との連携とその活動支援が重要です。  
また、地域の防災活動の充実に資する防災資機材の整備や人材の育成などへの支援が必要です。

○ ハード対策とソフト対策の両面からの防災対策への取り組み

防災に対する行政の役割、取り組みも多様化、増大化しており、従来のハード対策に加え、ソフト対策の充実も求められています。住民においては「自らの命は自らが守る」との意識を持っていただくとともに、行政においては「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」ことが重要とされており、防災・気象情報や「避難を促す情報」を、わかりやすく市民に提供することへの取り組みが求められています。

また、県において検討が進められている「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」についても、本市として取り組んで行く必要があり、大規模災害に対して、非常時を想定した訓練の実施や防災資機材、非常用食料・飲料水等の備蓄を進める必要があります。

国土交通省では菊川流域において防災ステーションの整備を進めていますが、本市においても、国・県と連携するなか、水防施設等の整備に取り組むことが求められています。

さらに、防災対策においては様々な知識、考え方を身に着け、状況に応じて対応していくことが重要と言われており、職員に必要とされる能力、知識の向上への取り組みも不可欠であります。

○ 原子力防災への継続的な取り組み

浜岡原子力発電所における原子力災害に備えた対応、避難等の計画が必要であり、本市においても広域避難計画の策定を進めてきました。避難等においてより被ばくを抑えるためには、正しい知識と理解による計画的かつ冷静な避難が有効であり、市民に対して原子力防災、放射線防護行動等に関する知識、考え方を継続的に周知・啓発する必要があります。

**重点的に取り組む施策・事業**

	重点施策・事業	取組内容	達成目標
1	地区防災組織への支援と連携	地区防災組織及び避難所運営組織の活動を支援するとともに、平時よりの訓練、連携に取り組めます。	11地区の連絡会と情報の共有と調整を図るため、年5回の定期的な全体会を開催します。
2	自主防災組織の防災資機材の購入支援	自主防災組織の防災資機材の購入を助成し、地域の防災力の向上を目指します。	平成32年3月末までに自主防災組織が保有する防災資機材の整備率を高めるため、自主防災組織が購入する防災資機材に対する交付金を支給します。
3	家庭における災害への備えの推奨と啓発活動	各家庭における非常用食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄を推奨するとともに、感震ブレイカーの設置や家具固定など家庭の災害対策を支援します。 また、防災知識の普及や啓発活動に取り組めます。	平成30年度に作成した災害への備えを解説したリーフレットを活用し、出前行政講座、要配慮者への啓発を実施します。 また、防災に関する講演会の開催（3回）、危機管理ニュースの発行（4回）を行います。